資料１

第4回
佐賀市立小・中学校の在り方検討委員会

令和8年10月8日（木）
佐賀市教育委員会

目次

Ⅰ　前回の協議事項の振り返り

Ⅱ　学校配置・通学条件を考えるための基本的な視点

Ⅲ　子どもにとって望ましい学校配置・通学の条件等について

Ⅳ　本日の議論の視点

Ⅰ　前回の協議事項の振り返り

児童生徒にとって望ましい規模とは

小学校

１学年当たり　２学級　～　３学級程度

全体で　１２学級　～　１８学級程度

中学校

１学年当たり　３学級　～　６学級程度

全体で　９学級　～　１８学級程度

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、**小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいもの**と考えられます。

Ⅱ　学校配置・通学条件を考えるための基本的な視点

● **国における学校配置・通学条件の基準・考え方**

通学距離

小学校　おおむね　４km　以内

中学校　おおむね　６km　以内

通学時間

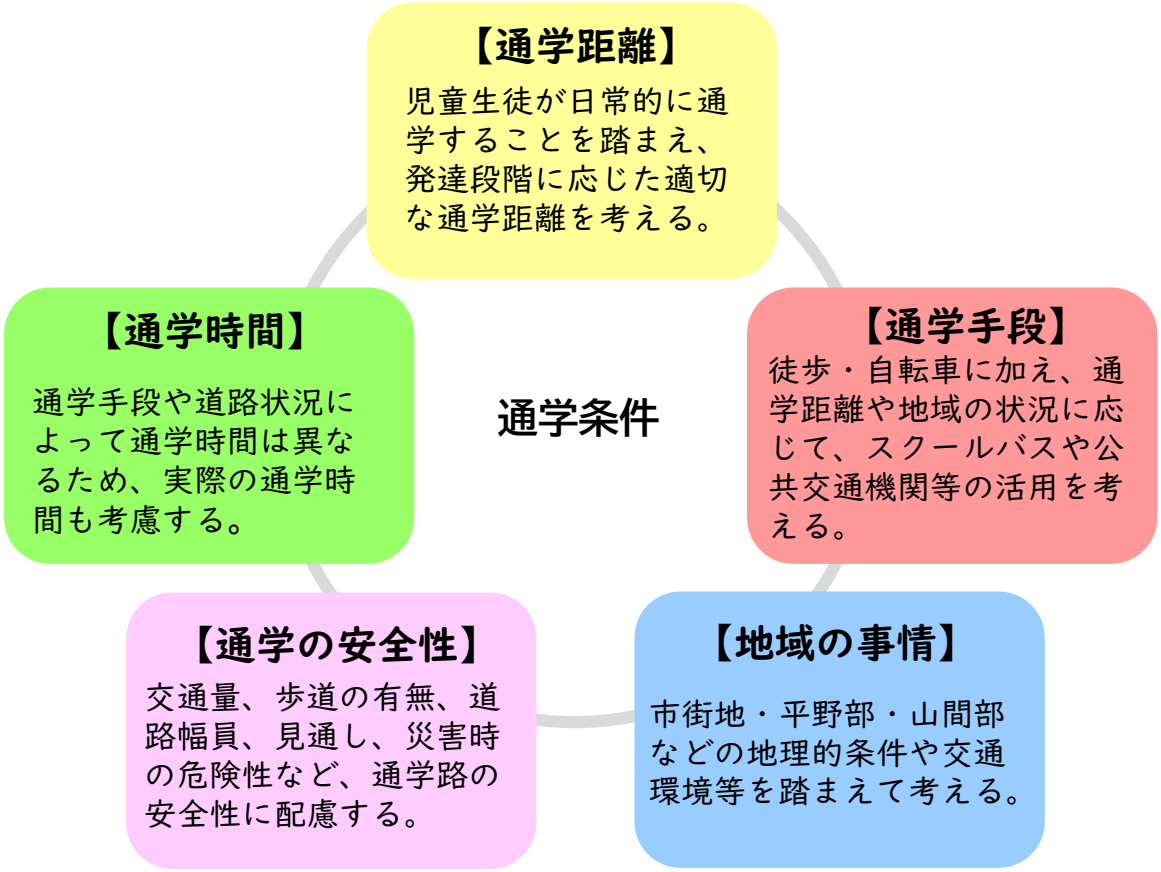
おおむね　１時間　以内を目安

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（改訂版）」（令和8年8月）では、学校の配置に当たり、児童生徒の負担面・安全面に配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段を確保することが必要とされています。

※４km・６kmは、学校統合に伴う施設整備に係る国庫負担の条件の一つとして定めています。これを超える場合でも、教育効果や交通の便等を考慮し、国庫負担の対象となる場合があります。出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（改訂版）」（令和8年8月）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

Ⅱ　学校配置・通学条件を考えるための基本的な視点

各市町村が、地域の実情と児童生徒の実態を踏まえて、通学距離・通学時間の目安を主体的に判断



Ⅱ　学校配置・通学条件を考えるための基本的な視点

●通学距離と通学時間・通学手段の関係（イメージ）

通学距離	徒歩 3～4km／h	自転車 12～15km／h	車両 30km／h
2 k m	30～40分程度	8 ～10分程度	4 分程度
4 k m	60～80分程度	16～20分程度	8 分程度
6 k m	90～120分程度	24～30分程度	12分程度
8 k m	120～160分程度	32～40分程度	16 分程度

※通学時間＝通学距離÷速さで計算。信号待ち・坂道・気候天候などの条件は含まない。

通学距離だけでなく、実際の通学時間・通学手段・安全性を組み合わせて考える必要がある。

Ⅱ　学校配置・通学条件を考えるための基本的な視点

市街地・平野部・山間部など、地域により地理的条件や交通環境が異なるため、通学距離が同じでも、通学時間・通学手段・安全性は同じではありません。

市街地	平野部	山間部
学校間の距離は比較的近い	校区が広い地域もある	学校間の距離が長くなりやすい
主な視点：安全性	主な視点：距離＋安全性	主な視点：距離＋時間＋手段＋安全性
交通量が多い道路 交差点・横断箇所 歩道の有無・見通し	通学距離の長さ 自転車通学の範囲 幹線道路・横断箇所	道路勾配・地形条件 公共交通の利用しやすさ スクールバス等の必要性

通学条件は、一律に距離だけで判断するのではなく、通学時間・通学手段・安全性・地域の地理的条件等を総合的に考える必要がある。

【参考：佐賀市の現在の取組】
通学費補助事業：佐賀市の山間部に居住し、大和町【春日小、松梅小】・富士町【富士小中、北山小中】・三瀬村【三瀬小】の指定校へ遠距離通学する児童生徒の保護者に対し、バス定期券代等の通学費を補助。

Ⅱ　学校配置・通学条件を考えるための基本的な視点

●国・県内市町における通学条件の考え方

	小学校	中学校	通学時間	補足
国	おおむね4km以内	おおむね6km以内	おおむね **1時間以内**を一つの目安	地域の実情・通学手段・安全性等を踏まえ、市町村が主体的に判断する考え方
白石町	**2.5km**を超える児童	**6.5km**を超える生徒等	一律基準は確認できず	距離は「学校配置の上限」ではなく、スクールバス利用対象の基準として運用
多久市	地域ごとにスクールバス対象地区を設定	地域ごとにスクールバス対象地区を設定	一律基準は確認できず	学校再編と通学方法を一体的に検討。地域条件に応じて徒歩・バス等を設定
伊万里市	**4km以上**	**6km以上**	一律基準は確認できず	4km・6kmは通学費補助の対象基準。バス・タクシー等の通学支援も併用
唐津市	一律距離基準は設けず、地域実情に応じて対応	一律距離基準は設けず、地域実情に応じて対応	おおむね 1時間以内に配慮	統廃合時の通学支援は距離のみで一律判断せず、地域の地理的条件や児童生徒の負担を考慮
（参考）久留米市	徒歩4kmを超える場合等	—	一律基準ではなく個別に検討	4km超や統合前より著しく通学距離が長くなる場合等は、児童の実態や地理的状況等を踏まえ、スクールバス等の通学支援を検討

県内自治体でも、距離基準の使い方は多様であり、共通しているのは、距離だけでなく、通学時間・安全性・通学手段・地域特性を総合的に考えている点である。

※ 表は公開資料を基に事務局作成。制度の詳細や対象範囲は自治体・年度により異なる。

Ⅲ 子どもにとって望ましい学校配置・通学条件等について

協議のたたき台

項目	協議のたたき台	考え方・補足
小学校	**おおむね ４km以内**	児童の居住地から学校までの通学距離を考える目安
中学校	**おおむね ６km以内**	生徒の居住地から学校までの通学距離を考える目安
通学時間	**おおむね １時間以内**	徒歩・自転車のほか、交通機関を利用する場合を含む通学時間の目安
地域の実情等への配慮	**一律に適用しない**	地理的条件、交通環境、通学手段、通学時の安全性その他の特別な事情がある場合は、地域の実情を踏まえて総合的に判断する。

※このたたき台は、委員会で協議いただくための案であり、現時点で佐賀市の基準として決定したものではありません。

Ⅳ 本日の議論の視点（意見出し）

児童生徒にとって望ましい学校配置・通学条件とは

- 学校配置を考える際、**通学距離**について　どのように考えるか
- **通学時間**の目安についてどのように考えるか
- 距離・時間だけでなく、**通学手段、安全性、地域の実情**について、どのような点を重視すべきか



次 回

（第1回）検討委員会・・・児童生徒の推移・将来の見通し 等
令和8年2月27日（金）
↓
（第2回）検討委員会・・・児童生徒にとって望ましい教育環境
令和8年5月11日（月）
↓
（第3回）検討委員会・・・望ましい学校規模・配置等
令和8年7月15日（水）
↓
（第4回）検討委員会・・・望ましい学校配置・通学条件等
令和8年10月8日（木）
↓
（第5回）検討委員会・・・答申整理
令和8年11月予定
↓
（第6回）検討委員会・・・答申整理
令和8年12月予定